令和8年4月1日から 自主防災会等育成補助金を マンションも活用できます！



どんなマンションでも申請できますか？



いいえ。すべてのマンションが申請できるわけではありません。
申請時点で、以下の(1)～(5)**すべてを満たす**マンションに限ります。
(1) 3階以上であること
(2) 入居者がいる住戸数が10戸以上であること
(3) 管理組合があること
(4) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は類する構造で新耐震基準を満たすこと(新耐震基準に適合していることが認められればOK)
(5) 災害時にマンションの共有部分などを提供する協定を市と締結すること(協定締結の前でも申請はできます)



自主防災会等育成補助金ってなに？



自主防災会やマンションが行う防災活動に対し補助金を交付することにより、地域防災活動の推進を図って、地域コミュニティーの活性化や地域防災力向上への寄与を目的とした補助金です。
補助率は上限金額内であれば10/10です！
3つのメニューがあって、1つでも、3つ全部でも申請ができます！
[補助メニュー]
① マンションの防災訓練※1　【上限金額 2万円(3万円※2)】
② マンションの地区防災計画策定や更新【上限金額 5万円(7万円※2)】
③ マンションの資機材購入　【上限金額 5万円(7万円※2)】
※1 消防法で定められている年1回の消防訓練は対象外
※2 事業所や集合住宅と連携した場合の上限額（同じ連携先での加算は1回のみ）



申請時期はいつからですか？

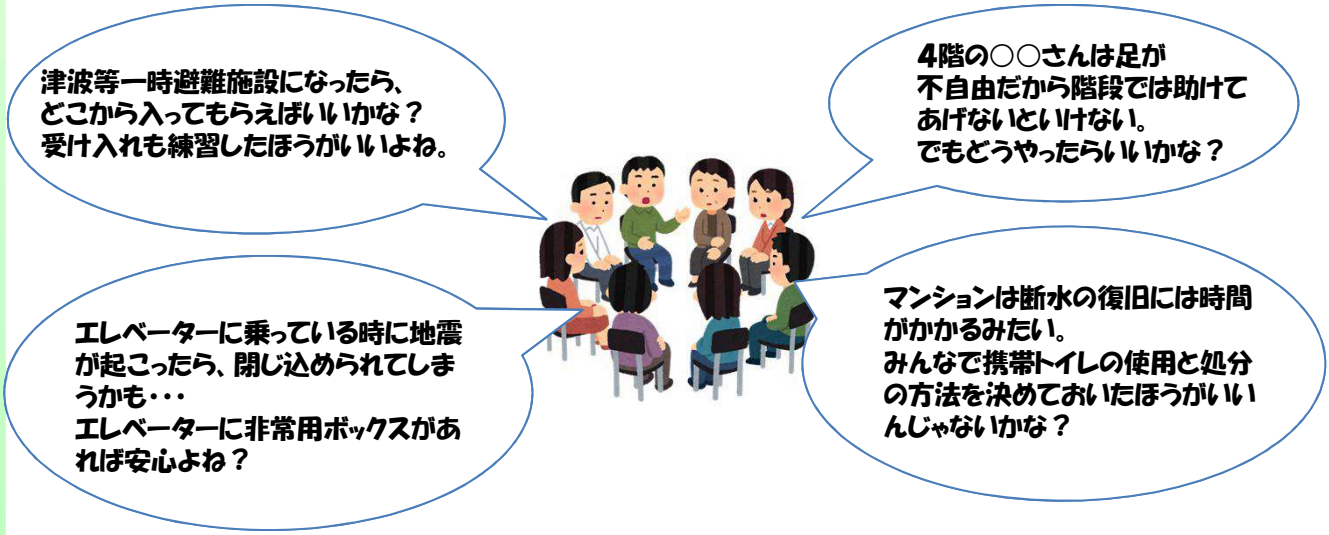


第1期　4月1日～ 4月30日
第2期　6月1日～ 6月30日
第3期　10月1日～1月29日 ⇒ **マンションのみ対象**
予算残額によっては、第3期以降の申込受付はない可能性があります。
最新の申込時期は、市ホームページでご確認ください。

申請手続きの流れについては裏面をチェック☑

申請の流れ

① 防災対策は一人ではできません。管理組合で防災について話し合いましょう。



② 市に以下の書類を提出して補助金の申請をします。

・所定の申請書

防災訓練　地区防災計画　資機材

・管理組合規約（管理組合があることが分かる書類）
・管理組合総会議事次第（直近の総会の開催状況が分かる書類）
・建物の平面図（津波等一時避難施設（災害時一時避難施設）の協定が締結済みの場合は不要）

③ 市で審査をしたうえで、採択されれば交付決定書が手元に届きます。

④ 申請した防災活動（防災訓練、地区防災計画の策定、資機材購入）を行います。

⑤ 津波等一時避難施設（災害時一時避難施設）に関しての協定の締結をします。
（初年度のみ）

⑥ 市に以下の書類を提出して補助金の請求をします。

・所定の請求書

請求書

・請求金額の根拠資料（例：領収書など）

補助対象の経費はQRの資料を確認！
発行：芦屋市防災安全課（☎0797-38-2093）